

子ども・子育て応援事業調書

1. 基本事項

事業名	幼稚園における保育事業	担当者	部局名	教育委員会事務局			
実施主体	市・法人		課室名	こども未来課			
根拠法令	学校教育法第22条		職・氏名	主査 平尾潤一			
			連絡先	内線 2 3 4			
次世代育成支援行動計画での位置付けの有無		⇒	有	施策体系	1	4	1

2. 事業に関する事項

※複数の施設等で実施の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

対 象	本市に居住する3歳児～5歳児のうち、入園を希望する者					
目 的	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして幼児を保育し、幼児の健やかな成長のため適切な環境を与えて、心身の発達を助長する。					
内 容	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして幼児を保育する。					
実施場所	各市立・私立幼稚園（追加調書）					
実施形態	市直営・民営		※委託先等	—		
定 員	8施設 各月入所定員900人		—			

3. 事業実績に関する事項

※複数の施設等で実施した場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単 位	入所児童数（人）					
実績値	平成24年度			平成25年度		
	施設数	年間延べ	1日平均	施設数	年間延べ	1日平均
	8	—	725	8	—	703

4. 利用見込みに関する事項

※複数の施設等で実施予定の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単 位	入所児童数（人）					
見込値	平成26年度					
	施設数	年間延べ	1日平均			
	8	—	713			

5. 平成27年度以降の方向性に関する事項

量的拡大	必要性の有無	⇒	有	—		
	理由・内容	「子ども・子育て支援制度」が平成27年4月から本格的に開始することに伴う潜在的ニーズへの対応が必要。				
質の改善	必要性の有無	⇒	有	—		
	理由・内容	「子ども・子育て支援制度」が平成27年4月から本格的に開始することに伴い、多様な保育ニーズに対応する職員の確保が必要。				

子ども・子育て応援事業調書

1. 基本事項

事業名	通常保育事業	担当者	部局名	教育委員会事務局			
実施主体	市		課室名	こども未来課			
根拠法令	児童福祉法第39条		職・氏名	主事 松浦嘉樹			
	甲賀市保育の実施に関する条例		連絡先	内線 2 3 2			
次世代育成支援行動計画での位置付けの有無		⇒	有	施策体系	1	4	1

2. 事業に関する事項

※複数の施設等で実施の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

対 象	本市に居住する0歳児～5歳児のうち、保護者の就労や病気等により家庭保育が困難のため、保育園への入園を希望する者					
目 的	子育て家庭のニーズに応じて、乳幼児が希望する保育園に入園できるように受入態勢を充実させ、安心して子育てできるよう支援する。					
内 容	家庭において十分保育することができない乳幼児を保護者にかわって保育する。					
実施場所	※追加調書					
実施形態	市直営・事業委託		※委託先等	私立保育園		
定 員	25施設 各月入所定員2594人		—			

3. 事業実績に関する事項

※複数の施設等で実施した場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単 位	入所児童数（人）					
実績値	平成24年度			平成25年度		
	施設数	年間延べ	1日平均	施設数	年間延べ	1日平均
	26	—	2,291	25	—	2,322

4. 利用見込みに関する事項

※複数の施設等で実施予定の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単 位	入所児童数（人）					
見込値	平成26年度					
	施設数	年間延べ	1日平均			
	25	—	2,359			

5. 平成27年度以降の方向性に関する事項

量的拡大	必要性の有無	⇒	有	—		
	理由・内容	「子ども・子育て支援制度」が平成27年4月から本格的に開始することに伴う潜在的ニーズへの対応が必要。 プレハブ園舎の設置や定員の見直しにより、保育基盤を拡大する。 保護者のニーズに柔軟に対応した入所要件とし、保育サービスを向上する。				
質の改善	必要性の有無	⇒	有	—		
	理由・内容	「子ども・子育て支援制度」が平成27年4月から本格的に開始することに伴い、長時間勤務世帯を含む多様な保育ニーズに対応する職員の確保が必要。 臨時職員及びパート職員に係る賃金アップ、保育士登録(バンク)システムの構築等により、適正保育に必要な職員(保育士)を確保する。				

子ども・子育て応援事業調書

1. 基本事項

事業名	延長保育事業	担当者	部局名	教育委員会		
実施主体	市		課室名	こども未来課		
根拠法令	甲賀市保育園設置等に関する条例・施行規則		職・氏名	主査 高畑秀司		
			連絡先	内線 237		
次世代育成支援行動計画での位置付けの有無 ⇒		有	施策体系	1	4	1

2. 事業に関する事項

※複数の施設等で実施の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

対象	延長保育実施園の在園児					
目的	保護者の就労形態の多様化に伴い、保護者の就労等により保育に欠ける児童に対し、延長保育事業を実施し、児童福祉の向上を図る。					
内容	通常の開所時間（11時間）を超えた30分（18時30分～19時）に実施する保育					
実施場所	土山保育園他7保育園					
実施形態	市直営・事業委託		※委託先等	私立保育園		
定員	—		—			

3. 事業実績に関する事項

※複数の施設等で実施した場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単位	延長保育利用者数（人）					
実績値	平成24年度			平成25年度		
	施設数	年間延べ	1日平均	施設数	年間延べ	1日平均
	8	3,836	—	8	3,434	—

4. 利用見込みに関する事項

※複数の施設等で実施予定の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単位	延長保育利用者数（人）					
見込値	平成26年度					
	施設数	年間延べ	1日平均			
	8	3,635	—			

5. 平成27年度以降の方向性に関する事項

量的拡大	必要性の有無 ⇒	有	—			
	理由・内容	公立の実施園が2園のみであるが、ニーズに応じて実施施設の増、受入体制の強化を図る必要がある。				
質の改善	必要性の有無 ⇒	無	—			
	理由・内容					

子ども・子育て応援事業調書

1. 基本事項

事業名	放課後児童クラブ	担当者	部局名	健康福祉部			
実施主体	市		課室名	こども応援課			
根拠法令	児童福祉法第6条の3第2項		職・氏名	主査 中島章宏			
	甲賀市児童クラブ条例		連絡先	内線 6 3 3 1			
次世代育成支援行動計画での位置付けの有無		⇒	有	施策体系	1	5	1

2. 事業に関する事項

※複数の施設等で実施の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

対 象	本市に居住する小学校 1 年から 3 年の児童で、昼間に家庭で監護が受けられない者					
目 的	保護者が労働等により、家庭で監護が受けられない児童の心身の健全な育成を図る。					
内 容	放課後及び学校休業日等における児童の保育業務					
実施場所	水口児童クラブ 他16児童クラブ					
実施形態	指定管理	※委託先等	追加調書のとおり			
定 員	17施設計 概ね620人		—			

3. 事業実績に関する事項

※複数の施設等で実施した場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単 位	児童クラブ利用者数（人）					
実績値	平成 2 4 年度			平成 2 5 年度		
	施設数	年間延べ	1 日平均	施設数	年間延べ	1 日平均
	17	146,200	562	17	154,200	595

4. 利用見込みに関する事項

※複数の施設等で実施予定の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単 位	児童クラブ利用者数（人）					
見込値	平成 2 6 年度					
	施設数	年間延べ	1 日平均			
	17	165,800	638			

5. 平成 2 7 年度以降の方向性に関する事項

量的拡大	必要性の有無	⇒	有	—		
	理由・内容	平成24年8月に公布され、平成27年4月から施行される児童福祉法の改正に伴い対象学年が「小学3年生まで」から「小学6年生まで」に拡大されることから、本市においても対応が必要となる。				
質の改善	必要性の有無	⇒	有	—		
	理由・内容	平成24年8月に公布され、平成27年4月から施行される児童福祉法の改正に伴い規定される「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に対応するため、県が行う研修を修了した職員を配置する等の対応が必要となる。				

子ども・子育て応援事業調書

1. 基本事項

事業名	子育て支援短期利用事業（ショートステイ）	担当者	部局名	健康福祉部		
実施主体	市		課室名	こども応援課		
根拠法令	児童福祉法第6条の3第3項		職・氏名	係長 井口 正		
	甲賀市子育て支援短期利用事業実施要綱		連絡先	内線 6 3 3 1		
次世代育成支援行動計画での位置付けの有無 ⇒		有	施策体系	1	4	1

2. 事業に関する事項

※複数の施設等で実施の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

対 象	市内に住所を有する義務教育終了前の児童					
目 的	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由や仕事等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や母子が夫の暴力等により緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。					
内 容	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力等により緊急一時的に保護を必要とする場合に、実施施設において、一時的に養育・保護を行う。					
実施場所	※受け入れ施設が無く未実施。					
実施形態	—	※委託先等		—		
定 員	—		—			

3. 事業実績に関する事項

※複数の施設等で実施した場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単 位	利用者数（人日）					
実績値	平成24年度			平成25年度		
	施設数	年間延べ	1日平均	施設数	年間延べ	1日平均
	0	0	-	0	0	-

4. 利用見込みに関する事項

※複数の施設等で実施予定の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単 位	利用者数（人日）					
見込値	平成26年度					
	施設数	年間延べ	1日平均			
	0	0	-			

5. 平成27年度以降の方向性に関する事項

量的拡大	必要性の有無 ⇒	有	—			
	理由・内容	受け入れ施設の確保				
質の改善	必要性の有無 ⇒	有	—			
	理由・内容	受け入れ施設の確保				

子ども・子育て応援事業調書

1. 基本事項

事業名	子育て支援短期利用事業（トワイライトステイ）	担当者	部局名	健康福祉部			
実施主体	市		課室名	こども応援課			
根拠法令	児童福祉法第6条の3第3項		職・氏名	係長 井口 正			
	甲賀市子育て支援短期利用事業実施要綱		連絡先	内線 6 3 3 1			
次世代育成支援行動計画での位置付けの有無		⇒	有	施策体系	1	4	1

2. 事業に関する事項

※複数の施設等で実施の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

対象	市内に住所を有する義務教育終了前の児童					
目的	児童を養育している家庭の父母が仕事などの理由により夜間又は休日に児童を養育できない場合に、福祉施設等において預かり、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。					
内容	児童を養育している家庭の保護者が仕事等の事由によって恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、その児童を実施施設等において、生活指導、食事の提供等を行う。					
実施場所	※受け入れ施設がなく未実施。					
実施形態	—	※委託先等		—		
定員	—		—			

3. 事業実績に関する事項

※複数の施設等で実施した場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単位	利用者数（人日）					
実績値	平成24年度			平成25年度		
	施設数	年間延べ	1日平均	施設数	年間延べ	1日平均
	0	0	-	0	0	-

4. 利用見込みに関する事項

※複数の施設等で実施予定の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単位	利用者数（人日）					
見込値	平成26年度					
	施設数	年間延べ	1日平均			
	0	0	-			

5. 平成27年度以降の方向性に関する事項

量的拡大	必要性の有無	⇒	有	—		
	理由・内容	受け入れ施設の確保				
質の改善	必要性の有無	⇒	有	—		
	理由・内容	受け入れ施設の確保				

子ども・子育て応援事業調書

1. 基本事項

事業名	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	担当者	部局名	健康福祉部		
実施主体	市		課室名	こども応援課		
根拠法令	児童福祉法第6条の3第4項		職・氏名	係長 齋藤美緒		
	甲賀市こんにちは赤ちゃん事業実施要綱		連絡先	内線6343		
次世代育成支援行動計画での位置付けの有無 ⇒		有	施策体系	7	3	7

2. 事業に関する事項

※複数の施設等で実施の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

対象	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭					
目的	乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ機会を提供することにより、子育て家庭の孤立化を防ぎ、乳幼児の健全な育成環境を確保する。					
内容	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を民生委員・児童委員（主任児童委員）が訪問し、子育ての相談や子育て支援に関する情報の提供を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。					
実施場所	対象家庭を訪問					
実施形態	委託	※委託先等	民生委員児童委員協議会連合会			
定員	—		—			

3. 事業実績に関する事項

※複数の施設等で実施した場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単位	訪問件数					
実績値	平成24年度			平成25年度		
	施設数	年間延べ	1日平均	施設数	年間延べ	1日平均
	—	724	—	—	630	—

4. 利用見込みに関する事項

※複数の施設等で実施予定の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単位	訪問件数					
見込値	平成26年度					
	施設数	年間延べ	1日平均			
	—	670	—			

5. 平成27年度以降の方向性に関する事項

量的拡大	必要性の有無 ⇒	有	—			
	理由・内容	95パーセント訪問を目指す、健康推進課の新生児訪問とあわせて100%訪問を目指す				
質の改善	必要性の有無 ⇒	有	—			
	理由・内容	95パーセント訪問を目指す、健康推進課の新生児訪問とあわせて100%訪問を目指す				

子ども・子育て応援事業調書

1. 基本事項

事業名	養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）	担当者	部局名	健康福祉部		
実施主体	市		課室名	こども応援課		
根拠法令	児童福祉法第6条の3第5項		職・氏名	係長 齋藤美緒		
	甲賀市育児支援家庭訪問事業実施要綱		連絡先	内線6343		
次世代育成支援行動計画での位置付けの有無 ⇒		有	施策体系	7	3	7

2. 事業に関する事項

※複数の施設等で実施の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

対象	養育支援を特に必要とする家庭					
目的	児童の養育について支援が必要にもかかわらず、自ら支援を求めることが困難な家庭において、訪問による育児の支援を行うことにより家庭における安定した養育を行う。					
内容	妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭を訪問員（保健師・助産師・保育士・ヘルパー等）が訪問し、養育に関する指導・助言を行う。					
実施場所	対象家庭を訪問					
実施形態	市直営		※委託先等	—		
定員	—		—			

3. 事業実績に関する事項

※複数の施設等で実施した場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単位	訪問世帯数・訪問回数					
実績値	平成24年度			平成25年度		
	施設数	年間延べ	1日平均	施設数	年間延べ	1日平均
	—	8世帯・80回	—	—	10世帯・148回	—

4. 利用見込みに関する事項

※複数の施設等で実施予定の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単位	訪問世帯数・訪問回数					
見込値	平成26年度					
	施設数	年間延べ	1日平均			
	—	15世帯・160回	—			

5. 平成27年度以降の方向性に関する事項

量的拡大	必要性の有無 ⇒	有	—			
	理由・内容	養育支援の必要ケースの掘り起しを行い、早期の対応を図るための体制整備				
質の改善	必要性の有無 ⇒	有	—			
	理由・内容	増加する乳幼児期のケースに対応するため、保育士だけでなく助産師などの専門職種による支援を行う。				

子ども・子育て応援事業調書

1. 基本事項

事業名	子育て支援センター事業	担当者	部局名	健康福祉部			
実施主体	市		課室名	こども応援課			
根拠法令	児童福祉法第6条の3第6項		職・氏名	係長 井口 正			
	甲賀市子育て支援センター条例		連絡先	内線 6 3 3 1			
次世代育成支援行動計画での位置付けの有無		⇒	有	施策体系	1	7	1

2. 事業に関する事項

※複数の施設等で実施の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

対 象	本市に居住する未就園児とその保護者					
目 的	地域に密着した子育て支援の取り組みを積極的に推進する。					
内 容	未就園児及びその保護者が交流を行う場所を提供し、子育てのストレスや不安の軽減を図るため子育てについての相談・指導・支援・情報提供を行う。					
実施場所	水口子育て支援センター 他 4ヶ所					
実施形態	市直営	※委託先等	—			
定 員	なし	—				

3. 事業実績に関する事項

※複数の施設等で実施した場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単 位	利用児童数（人回）					
実績値	平成 2 4 年度			平成 2 5 年度		
	施設数	年間延べ	1日平均	施設数	年間延べ	1日平均
	5	16,146	12	5	16,634	12

4. 利用見込みに関する事項

※複数の施設等で実施予定の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単 位	利用児童数（人回）					
見込値	平成 2 6 年度					
	施設数	年間延べ	1日平均			
	5	17,300	13			

5. 平成 2 7 年度以降の方向性に関する事項

量的拡大	必要性の有無	⇒	無	—		
	理由・内容					
質の改善	必要性の有無	⇒	有	—		
	理由・内容	平成24年8月に公布された「子ども子育て支援法」で、利用者支援が法定化され、更なる機能の拡充をする必要がある。				

子ども・子育て応援事業調書

1. 基本事項

事業名	つどいの広場事業	担当者	部局名	健康福祉部			
実施主体	市		課室名	こども応援課			
根拠法令	児童福祉法第6条の3第6項		職・氏名	係長 井口 正			
	甲賀市つどいの広場実施要綱		連絡先	内線 6 3 3 1			
次世代育成支援行動計画での位置付けの有無		⇒	有	施策体系	1	7	2

2. 事業に関する事項

※複数の施設等で実施の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

対 象	市内に居住するもので、主に3歳未満の乳幼児及びその保護者					
目 的	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。					
内 容	子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進、子育て等に関する相談及び援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習、地域の子育て力を高める取組みの実施。					
実施場所	甲賀市青少年研修センター					
実施形態	委託	※委託先等	育児ひろばアプリコット			
定 員	なし	—				

3. 事業実績に関する事項

※複数の施設等で実施した場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単 位	利用者数（組）					
実績値	平成 2 4 年度			平成 2 5 年度		
	施設数	年間延べ	1 日平均	施設数	年間延べ	1 日平均
	1	1,203	9.0	1	1,128	9.0

4. 利用見込みにに関する事項

※複数の施設等で実施予定の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単 位	利用者数（組）					
見込値	平成 2 6 年度					
	施設数	年間延べ	1 日平均			
	1	1,300	9.0			

5. 平成 2 7 年度以降の方向性に関する事項

量的拡大	必要性の有無	⇒	無	—		
	理由・内容					
質の改善	必要性の有無	⇒	無	—		
	理由・内容					

子ども・子育て応援事業調書

1. 基本事項

事業名	一時預かり保育事業	担当者	部局名	教育委員会		
実施主体	市		課室名	こども未来課		
根拠法令	児童福祉法第6条の3第7項		職・氏名	主査 高畑秀司		
	甲賀市保育園設置等に関する条例・施行規則		連絡先	内線 237		
次世代育成支援行動計画での位置付けの有無 ⇒		有	施策体系	1	4	1

2. 事業に関する事項

※複数の施設等で実施の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

対 象	市内に住所のある生後6か月～小学校入学までの子どもで、認可保育園に通園していないもの（特別な必要があり、緊急性が認められ、施設に余裕がある場合のみ、市外の方も利用可能）					
目 的	保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により、児童福祉の向上に資する。					
内 容	緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育する。					
実施場所	土山保育園他8園					
実施形態	市直営・事業委託		※委託先等	私立幼稚園（7園）		
定 員	—		—			

3. 事業実績に関する事項

※複数の施設等で実施した場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単 位	一時預かり保育利用者数（人）					
実績値	平成24年度			平成25年度		
	施設数	年間延べ	1日平均	施設数	年間延べ	1日平均
	7	3,377	—	7	3,334	—

4. 利用見込みに関する事項

※複数の施設等で実施予定の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単 位	一時預かり保育利用者数（人）					
見込値	平成26年度					
	施設数	年間延べ	1日平均			
	9	3,892	—			

5. 平成27年度以降の方向性に関する事項

量的拡大	必要性の有無 ⇒	無	—			
	理由・内容					
質の改善	必要性の有無 ⇒	有	—			
	理由・内容	現行保育士2人以上配置とされているが、保育所等や子育て支援事業実施施設と一体的に事業を実施し、本体施設の職員の支援を受けられる場合に担当保育士を1人とする事ができるよう見直しながなされることから、本市においても対応が必要となる。				

子ども・子育て応援事業調書

1. 基本事項

事業名	公立幼稚園における預かり保育事業	担当者	部局名	教育委員会事務局		
実施主体	市		課室名	こども未来課		
根拠法令	甲賀市立幼稚園条例		職・氏名	主査 平尾潤一		
	甲賀市立幼稚園条例施行規則		連絡先	内線 234		
次世代育成支援行動計画での位置付けの有無 ⇒		有	施策体系	1	4	1

2. 事業に関する事項

※複数の施設等で実施の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

対 象	市立幼稚園に就園している者					
目 的	幼児の健全な育成と子育て支援を行う。					
内 容	保護者が養育する他の児童の「学校等の参観」「乳幼児健診」「緊急等やむを得ない事情」が教育時間を超える時に幼稚園に就園している児童を教育課程に係る教育時間の終了後に教育活動（預かり保育）を行う。					
実施場所	各市立幼稚園（追加調書）					
実施形態	市直営		※委託先等		—	
定 員	—		—			

3. 事業実績に関する事項

※複数の施設等で実施した場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単 位	利用者数（人）					
実績値	平成24年度			平成25年度		
	施設数	年間延べ	1日平均	施設数	年間延べ	1日平均
	5	253	—	5	273	—

4. 利用見込みに関する事項

※複数の施設等で実施予定の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単 位	利用者数（人）					
見込値	平成26年度					
	施設数	年間延べ	1日平均			
	5	263	—			

5. 平成27年度以降の方向性に関する事項

量的拡大	必要性の有無 ⇒	有	—			
	理由・内容	保育園待機児童の解消と多様な保育ニーズに対応する必要がある。				
質の改善	必要性の有無 ⇒	有	—			
	理由・内容	保育園待機児童の解消と多様な保育ニーズに対応する必要がある。				

子ども・子育て応援事業調書

1. 基本事項

事業名	病後児保育事業	担当者	部局名	健康福祉部			
実施主体	市		課室名	こども応援課			
根拠法令	児童福祉法第6条の3第13項		職・氏名	係長 井口 正			
	甲賀市子育て支援センター条例第7条		連絡先	内線 6 3 3 1			
次世代育成支援行動計画での位置付けの有無		⇒	有	施策体系	1	4	1

2. 事業に関する事項

※複数の施設等で実施の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

対 象	市内に住所を有するか市内の保育園に通園している6ヶ月から小学校2年生までの子ども					
目 的	病気の回復期で集団生活が困難な時期の子どもを一時的に預かり、保護者の仕事と育児の両立支援を行う。					
内 容	病気の回復期で、集団生活が困難な時期に保護者の勤務都合や家庭での育児が困難な場合に子どもを一時的に預かる。					
実施場所	水口子育て支援センター					
実施形態	市直営		※委託先等	—		
定 員	1		—			

3. 事業実績に関する事項

※複数の施設等で実施した場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単 位	利用者数（人）					
実績値	平成24年度			平成25年度		
	施設数	年間延べ	1日平均	施設数	年間延べ	1日平均
	1	51	0.1	1	60	0.2

4. 利用見込みに関する事項

※複数の施設等で実施予定の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単 位	利用者数（人）					
見込値	平成26年度					
	施設数	年間延べ	1日平均			
	1	60	0.2			

5. 平成27年度以降の方向性に関する事項

量的拡大	必要性の有無	⇒	有	—		
	理由・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育の実施に向けた施設及び人材の確保 ・異なる病気の場合も受け入れられる体制の整備 				
質の改善	必要性の有無	⇒	有	—		
	理由・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職員（看護師）の人材確保につながる処遇改善 				

子ども・子育て応援事業調書

1. 基本事項

事業名	ファミリーサポートセンター事業	担当者	部局名	健康福祉部		
実施主体	市		課室名	こども応援課		
根拠法令	児童福祉法第6条の3第14項		職・氏名	係長 井口 正		
	滋賀県保育緊急確保事業実施要綱 甲賀市ファミリーサポートセンター事業実施要綱		連絡先	内線 6 3 3 1		
次世代育成支援行動計画での位置付けの有無 ⇒		有	施策体系	1	6	2

2. 事業に関する事項

※複数の施設等で実施の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

対象	0歳から小学校6年生までの子育ての援助を受けたい人と援助したい人					
目的	子育て中の保護者の仕事と育児の両立支援や地域における子育て支援を行う。					
内容	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と援助することを希望する者（まかせて会員）の相互援助活動に関する連絡・調整を行う。					
実施場所	会員の自宅等					
実施形態	委託	※委託先等	甲賀市社会福祉協議会			
定員	なし	—				

3. 事業実績に関する事項

※複数の施設等で実施した場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単位	利用者数（人）					
実績値	平成24年度			平成25年度		
	施設数	年間延べ	1日平均	施設数	年間延べ	1日平均
	1	316	1.0	1	629	1.7

4. 利用見込みに関する事項

※複数の施設等で実施予定の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単位	利用者数（人）					
見込値	平成26年度					
	施設数	年間延べ	1日平均			
	1	650	1.7			

5. 平成27年度以降の方向性に関する事項

量的拡大	必要性の有無 ⇒	有	—			
	理由・内容	新規会員の増加に向けた情報の提供。				
質の改善	必要性の有無 ⇒	有	—			
	理由・内容	他府県で死亡事故等が発生しており、会員の研修機会の拡大。				

子ども・子育て応援事業調書

1. 基本事項

事業名	妊婦健康診査	担当者	部局名	健康福祉部			
実施主体	市		課室名	健康推進課			
根拠法令	母子保健法第13条		職・氏名	係長 山田 智美			
			連絡先	65-0736			
次世代育成支援行動計画での位置付けの有無		⇒	有	施策体系	2	1	2

2. 事業に関する事項

※複数の施設等で実施の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

対象	妊婦					
目的	妊婦自身の健康管理、疾病の早期発見 胎児の成長や健康管理					
内容	基本健診（問診・医師の診察・血圧・体重測定・尿検査・保健指導）14回、超音波4回、血液検査3回、HTLV-1抗体検査1回、子宮頸がん検査1回、GBS1回、クラミジア1回の費用の一部を助成					
実施場所	医療機関					
実施形態	妊婦が医療機関で受診	※委託先等	—			
定員	—		—			

3. 事業実績に関する事項

※複数の施設等で実施した場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単位	受診回数（人回）					
実績値	平成24年度			平成25年度		
	施設数	年間延べ	1日平均	施設数	年間延べ	1日平均
	—	9,281		—	8,938	

4. 利用見込みに関する事項

※複数の施設等で実施予定の場合は、追加調書に詳細を記載すること。

単位	受診回数（人回）					
見込値	平成26年度					
	施設数	年間延べ	1日平均			
	—	9,000				

5. 平成27年度以降の方向性に関する事項

量的拡大	必要性の有無	⇒	有	—		
	理由・内容	基本健診については、1回につき一律1860円の助成を行っているが、標準的な費用として1回4500円～5000円必要である。助成があるものの1回の健診で3000円前後の自己負担が発生し経済的負担は大きいと考えられる。経済的負担の軽減のため助成額の検討が必要である。				
質の改善	必要性の有無	⇒	無	—		
	理由・内容					